

I 工事概要及び範囲

1. 工事場所  
 2. 工事範囲 ※ 下記●は、工事対象範囲を示す。

	名称	構造種別・階数	数量	単位	備考
○					
○					
○					
○					

内訳

	名称	構造	階数	型別	戸数	延べ面積(m <sup>2</sup> )	備考
○				2DK	戸	m <sup>2</sup>	
				2LDK	戸	m <sup>2</sup>	
				3LDK	戸	m <sup>2</sup>	
				住戸部計	0 戸	m <sup>2</sup>	
○				2DK	戸	m <sup>2</sup>	
				2LDK	戸	m <sup>2</sup>	
				3LDK	戸	m <sup>2</sup>	
				住戸部計	0 戸	m <sup>2</sup>	
○				2DK	戸	m <sup>2</sup>	
				2LDK	戸	m <sup>2</sup>	
				3LDK	戸	m <sup>2</sup>	
				住戸部計	0 戸	m <sup>2</sup>	

3. 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律の対象の有無 ○ 有 ○ 無  
 4. 指定部分工事  
 (1) 工事範囲  
 (2) 指定工期 契約日より 令和 年 月 日まで  
 5. 別途工事  
 6. 施工区分 (分離発注の場合のみ記入)

※ 下記●は、工事対象範囲を示す。

項目	工種				備考
	建築	電気	暖房	衛生	
躯体の設備配管用のスリーブ、箱抜等及びムル等の充填	○	○	○	○	補強は建築
上記の補強	○				
設備機器用天井、壁、床下地の開口及び開口補強	○				埋込電灯、スピーカー、ファン等
設備機器用天井、壁、床仕上材の切込		○	○	○	補強は建築
設備用天井、床点検口	○				
防火戸用煙感知器、自動閉鎖装置		○			
設備機器用基礎	○	○	○	○	
ルートレイン排水金物	○			○	配管は衛生
流し台、ユニットバスの排水トラップ	○				接続は衛生
木製建具枠の取付け	○				木製建具枠のレールの欠込は建築
換気扇等取付枠	○	○	○	○	
同上 防雪フード	○		○		
外壁面入排気ガラリ及び防風板	○		○		
水道検針盤		○	○	○	
灯油集中盤への配線接続		○	○	○	

## II 各 工 事

1. 図面(工事数量総括表を含む)及び、この特記仕様書に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書 平成31年版(各工事編)」(以下「標準仕様書」という)、「公共建築改修工事標準仕様書 平成31年版(各工事編)」(以下、改修標準仕様書」という)、「建築物解体工事共通仕様書 平成31年版」(以下「解体共通仕様書」という)及び、「北海道建設部土木工事共通仕様書(令和元年10月版)」による。
2. 特記事項の適用については次による。
  - (1) 章は○印を、項目は▷印を塗りつぶしたものを適用する。
  - (2) 特記事項は○印を塗りつぶしたものを適用し、塗りつぶしのない場合は\*印をつけたものを適用する。
  - (3) 特記事項で○印を塗りつぶしたものと○\*印のつけたものがある場合は、共に適用する。
  - (4) 特記事項に記載の( )内表示番号は、標準仕様書の該当項目、該当図又は該当表を示す。
3. この特記仕様書に施工部位の記載のないものは図面によるものとする。
4. 本工事における工事監理業務委託の有無 \* 有 ○ 無
5. 次の場合に該当し、発注者が必要と認める場合は、設計変更する。  
ただし、概数の確定による変更は除く。
  - (1) 設計図書間に不一致等がある場合
    7. 設計図書に記載されている内容が数量総括表等と一致しない、又は脱漏している場合等
    - (2) 設計図書と現場の状態とに不一致等がある場合
      7. 設計図書により示した条件と現場の状態が一致しないことにより施工方法・範囲の変更を必要とする場合等
      4. 設計図書のとおり施工することにより施設利用者又は使用者の利便性、安全性を損ねることが判明した場合等
      7. 受注者からの提案に基づく施工方法が設計図書のとおり施工することより経済性、工法的に合理性があると判明した場合等
  - (3) 関係機関等との協議結果による工法変更及び仮設工変更等がある場合  
なお、大空間等の仮設工事において施工条件に変更が生じた場合や受注者からの提案がより経済性や工法的な合理性に優れていると認められる場合は、原則として設計変更の対象とする。
6. 関係法令等
  - (1) 受注者は、工事の施工に当たり、周辺環境の保全に努めるとともに適用を受ける関係法令等を遵守し、必要に応じて次の関係法令等に従い手続き等を行い、工事を適切に施工すること。
    - ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という)
    - ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下「建設リサイクル法」という)
    - ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「リサイクル法」という)
    - ・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別処置法(以下「PCB特別措置法」という)
    - ・ 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(以下「フロン回収破壊法」という)
    - ・ ダイオキシン類対策特別措置法
    - ・ 労働安全衛生法
    - ・ 大気汚染防止法
    - ・ 騒音規制法
    - ・ 振動規制法
    - ・ 水質汚濁防止法
    - ・ 石綿障害予防規則
    - ・ 特定化学物質等障害予防規則
    - ・ 建築基準法
    - ・ 環境基本法
    - ・ 土壌汚染対策法
    - ・ 建設副産物適正処理推進要綱

(2) 受注者は、「建設工事公衆災害防止対策要綱 建築工事編」及び「建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドライン」を遵守し、災害防止に努めること。

7. 工事に係る留意事項及び施工条件は、次のとおりとする。

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

### Ⅲ 総合評価方式による必要事項

#### ○ 標準型総合評価方式 技術提案について

##### 1. 技術提案の保護

技術提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、北海道が無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する事項が含まれる提案については、この限りではない。

##### 2. 責任の所在

発注者が技術提案等を適正と認めることにより、設計図書において施工方法等を指定しない部分の工事に関する落札者の責任が軽減されるものではない。

##### 3. 技術提案に係る履行確認及びペナルティ

---

---

---

---

#### ○ 簡易型総合評価方式（施工計画審査タイプ）

##### 技術評価項目について

##### 1. 責任の所在

発注者が技術評価項目申請を適正と認めた場合においても、技術評価項目に係る施工に関する受注者の責任は軽減されるものではない。

##### 2. 技術評価項目に係る履行確認

簡易な施工計画、配置予定技術者、担い手の育成・確保、地域の守り手確保に係る技術評価項目については、工事施工中又は工事完了時において履行状況について確認を行う。

##### 3. 「地域の技能士等の活用」の履行確認

当該工事施工中に、監督員が施工の立会時に合わせて、技能士等の資格、居住地及び作業状況を確認し、その確認状況を受注者が写真撮影することを原則とし、技能士選定通知書に添付するものとする。

##### 4. 技術評価項目に係るペナルティ

加点点評価した技術評価項目を受注者の責により履行できない場合は、工事施行成績評定評点採点表の評定点合計から減点するものとし、その内訳は次のとおりとする。

但し、自然災害など受注者の責によらない場合はこの限りでない。

##### (1) 簡易な施工計画

7. 入札時に加点点評価した簡易な施工計画について、不履行が発生し、入札時の評価が下がる場合に減点する。

1. 減点は、1項目当たり最大5点とする。

##### (2) 主任（監理）技術者

7. 主任（監理）技術者が交代し、新しく配置された技術者の資格、継続教育の評価の合計点が、入札時の評価より下がる場合に減点する。

なお、技術者の交代の理由が、死亡や健康上の理由、退職等、やむを得ない場合においても評価が下がれば減点する。

1. 減点は、評価が下がる項目の組合せに応じて、最大4点とする。

##### (3) 追加配置した技術者

追加配置した技術者が交代し、新しく配置された技術者が評価基準に該当しない場合は、5点減点する。

##### (4) 地域の技能士の活用、地域企業の活用、地域資材の活用、その他の評価項目の不履行による減点

7. 申請のあった計画に対して、明らかに不履行が認められ、入札時の評価が下がる場合に減点する。

1. 減点は、1項目当たり一律5点とする。

ウ. その他の評価項目については、履行確認が必要となる場合のみに適用する。

○ 簡易型総合評価方式（施工実績審査タイプ）

技術評価項目について

1. 責任の所在

発注者が技術評価項目申請を適正と認めた場合においても、技術評価項目に係る施工に関する受注者の責任は軽減されるものではない。

2. 技術評価項目に係る履行確認

配置予定技術者、担い手の育成・確保、地域の守り手確保に係る技術評価項目については、工事施工中又は工事完了時において履行状況について確認を行う。

3. 「地域の技能士等の活用」の履行確認

当該工事施工中に、監督員が施工の立会時に合わせて、技能士等の資格、居住地及び作業状況を確認し、その確認状況を受注者が写真撮影することを原則とし、技能士選定通知書に添付するものとする。

4. 技術評価項目に係るペナルティ

加点評価した技術評価項目を受注者の責により履行できない場合は、工事施行成績評定採点表の採点合計から減点するものとし、その内訳は次のとおりとする。

但し、自然災害など受注者の責によらない場合はこの限りでない。

(1) 主任（監理）技術者

7. 主任（監理）技術者が交代し、新しく配置された技術者の資格、継続教育の評価の合計点が、入札時の評価より下がる場合に減点する。

なお、技術者の交代の理由が、死亡や健康上の理由、退職等、やむを得ない場合においても評価が下がれば減点する。

イ. 減点は、評価が下がる項目の組合せに応じて、最大4点とする。

(2) 追加配置した技術者

追加配置した技術者が交代し、新しく配置された技術者が評価基準に該当しない場合は、5点減点する。

(3) 地域の技能士の活用、地域企業の活用、地域資材の活用、その他の評価項目の不履行による減点

7. 申請のあった計画に対して、明らかに不履行が認められ、入札時の評価が下がる場合に減点する。

イ. 減点は、1項目当たり一律5点とする。

ウ. その他の評価項目については、履行確認が必要となる場合のみに適用する。

○ 第1章 一般共通事項

項 目	特 記 事 項
▷ 1. 道産材等の優先使用	本工事に使用する主要資材は、道産資材及び北海道認定リサイクル製品を使用するよう努めること。（木材及び木材製品は除く。）
▷ 2. 環境への配慮	<p>受注者は本工事において、次の(1)から(4)を順守するとともに、北海道公共建築工事シックハウス対策マニュアルに基づき工事を行うこと。</p> <p>(1) 化学物質を放散させる建築材料等（※1） 本工事に使用する建築材料等は、測定対象化学物質を含有していないものを基本とし、安全データシート（SDS）や成分組成表により確認を行うほか、次の1）から3）を満たすものとする。</p> <p>7. ホルムアルデヒド放散建築材料に指定されている材料は、JIS又はJASに定められたF☆☆☆☆を使用する。ただし、F☆☆☆☆の材料がない場合は工事監督員と協議すること。</p> <p>イ. 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用している環境対応型（配慮型）のものとする。</p> <p>ウ. 家具、建具類及び二次製品は、測定対象化学物質を含有しないか含有が極めて少ないものとする。</p> <p>※1 化学物質を放散する建築材料等 合板／木質系フローリング／構造用パネル／集成材／単板積層材／MDF／パーティクルボード／その他の木質建材／ユリア樹脂板／壁紙／保温材／緩衝材／断熱材／接着剤／塗料／仕上材料／表面処理用木材保存（防腐・防蟻）剤</p>

(2) 環境物品等の調達

本工事の資材等に係る環境物品等の調達は、北海道グリーン購入基本方針に基づく現行の環境物品等調達方針により行うよう努める。

上記における同調達方針として、資材（機材及び材料を含む）のこん包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷軽減に配慮したものを積極的に選択・使用するように努めること。

(3) 工事中の留意事項

7. 換気の励行

工事期間中は、室内や足場内等の通風、換気を十分に行い、室内に放散された化学物質を室外に放出させること。

1. 施設利用者にシックハウスを発症した場合の措置

改修工事期間中に当該施設利用者がシックハウス症候群となった場合は、工事監督員に速やかに報告するとともに、工事監督員、施設管理者と連携を図りながら原因究明に努めること。

また、施設管理者へ建築材料等の情報提供やVOC測定を行うなど監督員と協議の上、必要な措置を行うこと。

(4) 室内空気中の化学物質の濃度測定

室内空気中の化学物質の濃度を測定し、厚生労働省の指針値以下であることを確認の上、報告すること。

【測定対象化学物質の種類及び指針値】

測定対象化学物質	厚生労働省の指針値（25℃の場合）
ホルムアルデヒド	0.08ppm（100μg/m <sup>3</sup> ）
トルエン	0.07ppm（260μg/m <sup>3</sup> ）
キシレン	0.05ppm（200μg/m <sup>3</sup> ）
エチルベンゼン	0.88ppm（3,800μg/m <sup>3</sup> ）
スチレン	0.05ppm（220μg/m <sup>3</sup> ）
パラジクロロベンゼン	0.04ppm（240μg/m <sup>3</sup> ）

※パラジクロロベンゼンは文部科学省対象建築物のみ適用

- 濃度測定 ○ 行う ○ 行わない
- 測定箇所 ( ) 箇所 ※測定する位置は、図示による。
- 測定回数 \* 1回 ○ 2回
- 測定時期 ※ 測定を行う時期は、工事監督員の指示による。
- 測定方式 拡散法（パッシブ方式）または厚生労働省が示す標準的な測定方法（アクティブ方式）により実施すること。
- 分析方法 厚生労働省の示している分析方法による。  
(測定時の平均室温が20度に満たない場合は、厚生労働省が示す温度、湿度による補正（ホルムアルデヒド）を行うこと。)

▷ 3. 地域材の優先使用

本工事に使用する木材または木材を原料とする資材を使用する場合は、地域材を優先的に使用することとし、使用した材料の種別、産地等を監督員に報告すること。

▷ 4. 合法木材の使用

地域材とは、道内の森林で産出され、道内で加工された木材をいう。木材又は、木材を原料とする資材を使用する場合は、間伐材や合法性の証明された材を使用すること。

また、木材の合法性の証明は、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのライドライン」（平成18年2月林野庁）に準拠し、資材納入業者から証明を受けるとともに、証明書類を工事完了年度から起算して5年間保存すること。

▷ 5. 特別な材料の工法

設計図書等に指定されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法とする。

▷	6. 品質計画	<p>建築基準法に定められた区分等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 風 速 ( <math>V_0 =</math> m/s )</li> <li>・ 地表面粗度区分 ( ○ I ○ II ○ III ○ IV )</li> <li>・ 垂直積雪量 ( cm )</li> </ul>
▷	7. 工事写真	<p>工程写真及び完成写真は、北海道建設部監修営繕工事記録写真撮影要領による。</p> <p>本工事でデジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の黒板情報電子化対象工事とすることができる。この場合は、営繕工事記録写真撮影要領別添「デジタル工事写真の黒板情報電子化について」によるものとする。</p>
▷	8. 技能士	<p>(1) 技能士の適用は次の職種とし、従事する技能士の氏名・職種及び資格を記載した書面により工事監督員に報告する。</p> <p>ただし、作業の軽微なものは、工事監督員との協議により省略することができる。</p> <p>&lt;職種&gt;</p> <p>型枠施工・鉄筋施工・防水施工・内装仕上施工・サッシ施工・ガラス施工・表装・塗装・建築板金・スレート施工・石材施工・建築大工・とび・左官・ブロック建築・タイル張・ALCパネル施工・カーテンウォール施工・造園・樹脂接着剤注入施工・コンクリート圧送施工・れんが積み施工・冷凍空気調和機器施工・建築配管・熱絶縁施工・建築板金（ダクト板金）</p> <p>(2) 技能士は、職業能力開発促進法による1級、2級若しくは単一等級の資格を有し、地域技能士会の発行する資格証明書又は、技能検定合格書の写し或いは、技能士手帳の写しを上記（1）の書面に添付する。</p> <p>(3) 技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業するとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行う。</p>
▷	9. 施工中の安全確保及び環境保全等	<p>受注者は、標準仕様書に定められた安全確保及び環境保全等のほか、特に次の事項に留意し、工事現場の事故防止に努める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 労働者の安全衛生教育の徹底を行う。</li> <li>(2) 工事現場の安全パトロールの励行を行う。</li> <li>(3) 建設機械器具などの危害防止処置の徹底を行う。</li> <li>(4) 第三者に災害を及ぼしてはならない。</li> <li>(5) 公害防止に努める。</li> <li>(6) 公道の汚染防止に努める。</li> <li>(7) 善良な管理者の注意をもってしても、災害又は公害の発生の恐れがある場合の処置は、工事監督員と協議する。</li> </ol>
▷	10. 交通安全管理	<p>受注者は、工事の施工中の交通事故防止のため交通安全管理に努め、次の事項を遵守する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 工事着工するに当たり、出来るだけ速やかに工事の施工中の交通安全管理計画を策定し監督職員に提出する。</li> </ol> <p>なお、計画の策定は資材搬出入運行路線・点検体制・その他車両運行に係る安全対策等について道路管理者等関係機関と十分な事前協議を行い、以後も常に連絡を密にとりながら適切な処置を講じるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(2) 常に下請負人も含め工事施工中の交通安全管理状況の把握に努め、管理状況を適宜工事監督員に報告する。</li> <li>(3) 工事に関連して交通事故が発生したときは速やかに書面により工事監督員に報告する。</li> <li>(4) 運搬には、許可業者を選定するなどして、過積載又は過労運転等に伴う交通事故防止に努める。</li> <li>(5) 建設機械（ブルドーザー、バックホ等）は、排出ガス対策型を使用し、かつ、低騒音・低振動型の車両を使用すること。</li> </ol>

▷ 11. 工事完成時の提出図書等

工事完成時の提出図書等は、次により工事監督員に提出する。

- (1) 完成図関係
- ・ 完成のハツ折
    - ・ 教育庁物件及び道営住宅物件 1部
    - ・ その他の物件 2部
  - 新営工事 (位置図・配置図・面積表・平面図)
  - 改修工事 (位置図・配置図・面積表・改修概要表・改修後平面図・立面図等)
  - ・ 完成図を製本したもの 1部
  - ・ 完成図をA3版に縮小し製本したもの 3部
    - \* 道営住宅物件は表紙をラミネート加工とする
  - ・ 設計原図の貸与 \* 有り ○ 無し
  - ・ CADデータの貸与 \* 有り ○ 無し
  - ・ CADデータの貸与有りの場合
    - \* 完成図のCADデータ及びPDFデータ CD-Rによる
- (2) 保全に関する資料 (提出部数 \* 1部 ○ \_\_\_部)
- (3) 保守に関する指導案内書 (機器取扱説明書)  
\* 道営住宅物件に適用  
各設備の機能が十分発揮しうよう、主要機器を含めた装置の取扱説明及び保守についての事項を記載したものとする。  
指導案内書 A4判カラーを標準とする 建設戸数+1部  
同上データ CD-Rによる 1式
- (4) その他、必要とする書類については、工事監督員の指示による。

▷ 12. 工事特性・創意工夫・社会性等

受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や社会性等及び技術力に関する事項について工事完了時まで所定の様式により提出することができる。

▷ 13. 電力基本料金

本受電から引渡しまでの電力基本料金 ○ 本工事 ○ 別途

▷ 14. 発生材の処理等

発生材の処理等は次により、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(以下「建設リサイクル法」という)、「資源の有効な利用の促進に関する法律」(以下「有効資源利用促進法」という)、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令及び「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理する。

処分を行った場合は、その施設の許可書等(写し)、受入伝票又はマニフェスト伝票等(写し)を工事監督員に提出すること。

明示している処分場所については、受入可能な施設のうち、積算上運搬費等も含めて一番安価な処理施設としているが、処理施設場所を指定するものではない。

受注者の提示する処理施設と積算上の処理施設が異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、異なる処理施設となった理由が受注者の責によるものでないと判断される場合は、設計変更の対象として扱う。

なお、下記の内容を変更する場合は、別途、工事監督員と協議をする。

- (1) 発生材のうち、引き渡しを要する範囲は次により、工事監督員の指示する方法及び位置に堆積、整理し所定の発生材報告書により工事監督員に報告する。

引き渡しを要する範囲: \_\_\_\_\_

- (2) 受注者が処分する有価物の範囲は次による。

有価物の範囲: \_\_\_\_\_

なお、有価物は、次の登録又は許可業者で処分すること。

7. 廃棄物再生事業者登録(知事登録)
4. 金属くず商許可業者(警察許可)



(3) 特別管理型産業廃棄物

種 類	
処理方法	
処分場所	【 】 総合振興局（振興局）管内 片道運搬距離 ( km)
種 類	
処理方法	
処分場所	【 】 総合振興局（振興局）管内 片道運搬距離 ( km)

(4) 再資源化を図るもの（特定建設資材廃棄物）

種 類	コンクリート塊
処分場所	【 】 総合振興局（振興局）管内 片道運搬距離 ( km)
種 類	アスファルト・コンクリート塊
処分場所	【 】 総合振興局（振興局）管内 片道運搬距離 ( km)
種 類	建設発生木材
処分場所	【 】 総合振興局（振興局）管内 片道運搬距離 ( km)

※ 設計上、特定建設資材廃棄物は発生しない場合で、受注者の都合により実際に特定建設資材を発生させ、廃棄物として処分する場合は、当該特定建設資材廃棄物の再資源化等実施方法の確定後に、工事監督員の確認を受けること。

(5) 再資源化を図るもの（特定建設資材廃棄物以外）

種 類	
処分場所	【 】 総合振興局（振興局）管内 片道運搬距離 ( km)
種 類	
処分場所	【 】 総合振興局（振興局）管内 片道運搬距離 ( km)

(6) その他の発生材

種 類	
処理区分	○ 中間処理 ○ 最終処分
処分場所	【 】 総合振興局（振興局）管内 片道運搬距離 ( km)
種 類	
処理区分	○ 中間処理 ○ 最終処分
処分場所	【 】 総合振興局（振興局）管内 片道運搬距離 ( km)
種 類	
処理区分	○ 中間処理 ○ 最終処分
処分場所	【 】 総合振興局（振興局）管内 片道運搬距離 ( km)

(7) 建設廃棄物の収集・運搬は、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた者とする。

当該運搬車には、次に掲げる表示を行い、建設省令で定める書面を備え付けること。

産業廃棄物収集運搬車	
業 者 名	( ○ ○ ○ ○ ○ )
許可番号	x x x x x

- (8) 「建設リサイクル法」対象工事及び「有効資源利用促進法」で定められた次の資材の搬入、副産物の搬出がある工事は、工事着手時に再生資源利用・利用促進計画書を提出し、また、工事完了時に再生資源利用・利用促進実施書を提出すること。

有効資源利用促進法で定められた一定規模以上の工事  
(次表の一つでも該当するもの)

- 再生資源利用計画書

次のような建築資材を搬入する工事

土 砂	1, 000 m <sup>3</sup> 以上
砕 石	500 t 以上
加熱アスファルト混合物	200 t 以上

- 再生資源利用促進計画書

次のような指定副産物を搬出する建設工事

0	1, 000 m <sup>3</sup> 以上
コンクリート塊	合計 200 t 以上
アスファルト・コンクリート塊	
建設発生木材	

▷ 15. 特殊な建築副産物

(1) 施工調査

特殊な建設副産物の施工調査は、次による。(7.1.3)

なお、施工調査の結果、設計図書と異なる場合は、工事監督員と協議する。

7. 使用状況について、設計図書及び目視により製造所名、製造年、型式、種類、数量等を調査する。

1. 分析調査

行う  行わない

(2) 保管 (7.2.1)

原則現場内に保管しないこととし、搬出するまでの間やむを得ず保管する場合は、種類を表示し雨水の掛からない場所とする。

▷ 16. 特殊な建築副産物の回収及び処分

特殊な建設副産物の回収及び処分は、次による。(7.3.1)

(1) フロン (7.3.2)

7. 冷媒

関係法令等に従い、登録を受けた回収業者。

処理区分	* 回収
処分場所	【 】 総合振興局（振興局）管内 片道運搬距離 ( km)

1. 建材用断熱材フロン

処理区分	* 焼却
処分場所	【 】 総合振興局（振興局）管内 片道運搬距離 ( km)

(2) ハロン (7.3.2)

ハロン消火設備の消火剤は、ハロン消火設備設置業者に回収を委託。

処理区分	* 回収
処分場所	回収業者名 :
	住 所 :
	片道運搬距離 ( km)

(3) イオン化式感知器 (7.3.3)

製造業者に引き渡し。

処理区分	* 引き渡し
処分場所	製造業者名:
	住所:
	片道運搬距離 ( km)

(4) 六ふっ化硫黄ガス (7.3.4)

製造業者に回収を委託。

種類	<input type="radio"/> 絶縁開閉器 <input type="radio"/> 絶縁変圧器 <input type="radio"/> 受変電機器
処理区分	* 回収
処分場所	製造業者名:
	住所:
	片道運搬距離 ( km)

(5) PFOS (ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)) (7.3.5)

種類	<input type="radio"/> 泡消火剤 <input type="radio"/> その他 ( )
処理区分	<input type="radio"/> 中間処理 <input type="radio"/> 最終処分
処分場所	【                    】 総合振興局(振興局)管内
	片道運搬距離 ( km)

(6) その他の特殊な建設副産物 (7.3.5)

種類	<input type="radio"/>
処理区分	<input type="radio"/> 回収 <input type="radio"/> その他の処分方法 ( )
処分場所	回収業者名:
	住所:
	片道運搬距離 ( km)
	製造業者名:
	住所:
	片道運搬距離 ( km)
	【                    】 総合振興局(振興局)管内
	住所:
	片道運搬距離 ( km)

▷ 17. 北海道循環資源利用促進税

本工事で発生する産業廃棄物が、道内の最終処分場に直接搬入される場合、又は中間処理場に搬入される場合でも残さ等が発生し、最終処分場に搬出される場合は、循環税が課税されるので適正に処理する。

▷ 18. 自主施工期間の施工条件

自主施工期間中は、低温時施工により品質管理上支障の起こす恐れのない工種は、これを積極的に活用できる。

ただし、支障の起こす恐れのある次の工種は、工法等を工事監督員と十分協議の上、施工するものとする。

<工種> コンクリート・屋外防水・屋上防水・タイル・左官・塗装・緑化工事その他これに類する工事

▷ 19. 季節労働者などの雇用

工事施工に際しては、職業安定機関と密接な連携を図り、季節労働者などの雇用の拡大に努める。

▷ 20. 下請負人等への支払いの適正化

下請負人及び資材業者に対する支払いは現金払いとし、やむを得ず手形払いとする時は、当該手形期間を短く(90日以内)するよう努める。

▷ 21. 火災保険等

工事着手から完成引渡までの間を契約金額に相当する保険等に参加するものとし、取扱は次による。

(1) 付保する保険

工事の内容により、火災保険、建設工事保険、組立保険等の1以上の保険を付保する。

なお、受注者自ら上記の保険に追加して付する特約等については、これを妨げるものではない。

(2) 保険金

原則として請負代金額とする。

	<p>(3) 保険の期間      保険の加入期間は原則として工事着手日から完成引渡しまでの間とする。      工事着手日 ～ 実際の工事のための準備工事（現場事務所等の建設又は測量を開始すること）の初日をいう。      完成引渡し ～ 工期に14日追加した日とする。</p> <p>(4) 対象外工事      次に掲げる工事は、対象外工事として保険を付さない事ができる。</p> <p>(7) 解体、撤去、分解又は片づけ工事      (イ) 外構工事</p> <p>(5) 保険契約の変更      保険契約締結後に請負代金額の変更又は工期延長等があった場合は、相応の保険契約を変更しなければならない。</p> <p>(6) 保険証券等の提出      保険契約を締結（変更も含む）した場合は、当該保険証券等の写しを提出しなければならない。</p> <p>(7) 協議      この取扱いにより難しい事項については、必要に応じて受注者は、発注者と協議するものとする。</p>
<p>▷ 22. 法定外の労災保険の付保</p>	<p>本工事の受注者は、下記に従い、法定外の労災保険に付さなければならない。</p> <p>(1) この特記仕様書における「法定外の労災保険」とは、従業員等が業務上の災害によって身体の障害（後遺障害、死亡を含む）を被った場合に、法定労災保険の給付に上乗せして雇用者が従業員等又はその遺族に支払う金額に対し、保険会社が雇用者に保険金を支払うことを定める契約を言う。</p> <p>(2) 受注者は、本請負工事の契約工期を包含する保険期間による「法定外の労災保険」（以下、「法定外労災保険」）を締結しなければならない。本請負工事に係る契約締結時において「法定外労災保険」の契約を締結していない場合は、工事着工の前に「法定外労災保険」を締結すること。</p> <p>(3) 受注者は「法定外労災保険」の保険証券の写し又は加入証明書の原本を、工事着手の前に、工事監督員を経由して支出負担行為担当者へ提出しなければならない。</p> <p>(4) 契約書第23条に基づき本請負工事の工期を変更したことにより、工期が「法定外労災保険」の保険適用外に及んだ場合、受注者は速やかに変更後の工期による保険期間の変更又は保険の追加契約を行い、変更又は追加して契約した「法定外労災保険」の保険証券の写し又は加入証明書の原本を、工事監督員を経由して支出負担行為担当者へ提出しなければならない。</p> <p>(5) 本請負工事で求める「法定外労災保険」については、保険契約に定める保険金額の多寡や特約の有無等の契約内容は問わず、保険契約の事実のみを求めるものとする。</p>
<p>▷ 23. 墜落制止用器具（フルハーネス型）の使用</p>	<p>労働安全衛生法令で定める、墜落制止用器具（フルハーネス型）の使用が原則とされる作業については、墜落制止用器具（フルハーネス型）を使用すること。</p>
<p>▷ 24. 現場環境改善</p>	<p>魅力ある建設工事を推進するため、工事現場の環境改善に努める。</p>

▷ 25. 快適トイレの設置

本工事は、「快適トイレ設置工事」の対象工事である。

(1) 受注者が当該工事の現場に仮設トイレを設置する場合は、建設現場を男女ともに働きやすい職場環境へと改善することを目的に、快適トイレの設置を検討すること。

(2) 快適トイレとは、次のア.及びイ.の各項目を全て満たすものとする。ウ.については、必須ではないが、装備していればより快適になると思われる項目なので、設置を検討すること。

ア. 快適トイレに求める標準仕様

(ア) 洋式便座

(イ) 水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付き含む）

(ウ) 臭い逆流防止機能（フラッパー機能：必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取ること）

(エ) 容易に開かない施錠機能（二重ロック等：二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの）

(オ) 照明設備（電源がなくても良いもの）

(カ) 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重5kg以上）

イ. 快適トイレとして活用するために備える付属品

(ア) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示

(イ) 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）

(ウ) サニタリーボックス（女性専用トイレに限る）

(エ) 鏡付きの洗面台

(オ) 便座除菌シート等の衛生用品

ウ. 推奨する仕様、付属品

(ア) 室内寸法900×900mm以上（半畳程度以上）

(イ) 擬音装置

(ウ) 着替え台

(エ) フラッパー機能の多重化

(オ) 窓など室内温度の調整が可能な設備

(カ) 小物置き場等（トイレトペーパー予備置き場）

(3) 従来品相当額（10,000円／基・月）を差し引いた設置費用（実費用）が51,000円／基・月（基準額）未満の場合は、その額で設計変更を行う。

ただし、地域事情など特別な理由があり、実費用が基準額を超える場合は、受発注者協議のうえ、その理由が妥当と判断できる場合に限り、基準額に協議した金額を加算して設計変更を行う。

なお、ハウス型等で男女別トイレが一体となった快適トイレ（一体型）である場合に限り、基準額の金額を102,000円／基・月と、従来品相当額の金額を20,000円／基・月と読み替える。

(4) 快適トイレの設置にあたっては、以下に留意する。

ア. 男女別で各1基ずつ設置することを原則とする。ただし、女性が現場にいない場合はこの限りではない。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基／現場まで、一体型で1基／現場までとする。

イ. 具体的な実施内容や設置時期については、施工計画書提出時に、2の項目を満たすことを確認できる資料を監督員に提出し、規格・設置基数等の詳細について、協議のうえ決定すること。

ウ. 手配が困難な場合は、監督員と協議のうえ設置しないことができる。

▷ 26. 建設業退職金共済制度

工事現場には「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示する。

▷ 27. 工事標識

受注者は、着工後速やかに公衆の見やすい場所に工事標識を掲示する。

工 事 標 識	
工 事 名	
発 注 者	(注1)
工 事 期 間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
受 注 者	
設 計 者	北海道建設部建築局建築整備課 〇〇〇〇〇設計事務所 (注2)
工事監理者	北海道建設部建築局建築整備課 〇〇〇〇〇設計事務所 (注2)
工事現場 連絡所	〇〇〇〇〇現場事務所 (電話) ××局××××

1,350

注1 北海道、北海道教育委員会又は北海道警察本部と記載する。

注2 設計又は工事監理を設計事務所に委託した場合、事務所名も併せて記載する。

▷ 28. 公共工事労務費調査  
に対する協力

- (1) 本工事が北海道の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し北海道に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- (2) 調査票等を提出した事業所を北海道が事後に訪問して行う調査・指導の対象に受注者になった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- (3) 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかななければならない。
- (4) 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合、受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前3項と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

▷ 29. 工事实績情報の登録

受注者は、受注時、変更時及び完了時に（10日以内）工事实績情報システム（CORINS）に基づき、「工事カルテ」を作成し、工事監督員の確認を受けた後に、（財）日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。

また、同センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを工事監督員に、提出しなければならない。

（対象工事：請負代金額500万円以上の全工事）

▷ 30. 施工体制台帳の整備

建設業法に基づく施工体制台帳を作成し、施工管理体制に関する事項を工事監督員に提出しなければならない。（対象工事：工事1件の請負代金額が200万以上の工事）ただし、200万円未満の工事であっても下請契約を締結する場合は、提出すること。

また、公衆の見やすい場所に施工体系図を掲示する。

▷ 31. 中間検査の実施

(1) 中間検査の実施

本工事において、次の段階で中間検査を実施する。

実施対象建物名称	実施部位	実施時期
○ _____	○ 基礎工事	○ 配筋完了時
○ _____	○ _____ 階	○ 躯体完了時
○ _____	○ _____ 階	○ 鉄骨建方 完了時
○ _____	○ _____ 階	○ _____ 完了時
○ _____	○ _____	○ _____ 完了時

(2) 上記のほか、発注者が中間検査の実施を必要と認めた場合は、別途文書により通知する。

(3) 受注者は、中間検査実施可能日について、その14日前までに工事監督員に報告し、検査に際して「営繕工事中間検査実施基準」（北海道建設部建築局）に掲げる関係資料を準備する。

▷ 32. 抜き打ち検査の実施

(1) 抜き打ち検査の実施

本工事において、次の段階で抜き打ち検査を実施する。

実施対象建物名称	実施部位	実施時期
○ _____	○ 杭工事	杭工事施工中
○ _____	○ _____	_____

(1) 受注者は、暴力団員等による不当要求又は工事（業務）妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否しなければならない。

また、不当介入があった時点で速やかに警察に通報するとともに、捜査上必要な協力を行わなければならない。

(2) 受注者は、前記により警察へ通報を行った際には、速やかにその内容を工事監督員に報告しなければならない。

(3) 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けたことにより、工程に遅れが生じる等の被害が発生した場合は、工事監督員と協議するものとする。

▷ 34. 重点的な監督業務の実施

公共工事の品質確保のために、重点的な監督業務の対象工事に指定された場合は、「建設部建築局営繕工事重点監督実施要領」を適用する。

なお、対象工事に指定した場合は、別途文書により通知する。

▷ 35. 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律への対応

受注者は、「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」に基づき、保険への加入又は保証金の供託を行うこと。

▷ 36. 電子納品

北海道建設部建築局制定の「営繕工事電子納品運用ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）に基づき、工事書類を電子成果品として納品する。

(1) 電子納品の対象書類

電子納品の対象書類は、工事写真及び完成図面を基本とするが、詳細については「ガイドライン」を参考にし、工事監督員と協議の上、決定するものとする。

(2) 情報共有

7. 情報共有の対象書類は「ガイドライン」に示すとおりとするが、詳細については工事監督員と協議の上、決定する。

4. 本工事における情報共有は、電子メールを利用する。なお、受注者側の通信環境などから、施工・管理する上で効率化が期待できない場合は、工事監督員との協議によりデータ授受の方法やデータ種類を決定する。

- (3) 要領・基準  
電子納品は、「ガイドライン」に基づき実施するほか、特に記載のない限り国土交通省で定めている「営繕工事電子納品要領」及び「官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕工事編】」を準用する。
- (4) 電子納品・情報共有実施に伴う環境整備
7. 受注者は、電子納品及び情報共有を行うにあたり、必要なハード環境及びソフト環境を予め保有している、又は手配可能であること。
  4. 本工事の契約締結後、受注者は「ガイドライン」に基づき、着手時チェックシートによりインターネット環境や利用ソフト、情報共有対象書類、電子納品対象書類等について工事監督員と協議すること。
- (5) 電子納品  
本工事の電子納品対象書類は、電子媒体（CD-R等）により2部を市販ファイル（A4版）に綴じて提出する。
- (6) 調査への協力  
受注者は、電子納品及び情報共有等に関し、工事監督員から調査依頼があった場合、特段の理由がない限りその調査に応じなければならない。
- (7) その他  
電子納品及び情報共有の遂行にあたり疑義が生じた場合は、工事監督員と十分協議すること。

▷ 37. 「営繕工事における地域外（遠隔地）からの建設資材調達費用の積算方法等」の試行について

地域外（遠隔地）からの建設資材調達に係る設計変更について（試行）

- (1) 建設資材の安定的な確保を図るために地域外（遠隔地）から調達せざるを得ない場合には、事前に工事監督員と協議すること。その場合、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を工事監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (2) 本試行の対象となる建設資材は、生コンクリート・鉄筋・鉄骨・アスファルト合材・石材等（砂、砂利、割栗石等）及び仮設材（運搬に要する費用のみ）とする。
- (3) 受注者の責に帰すべき理由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- (4) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。

▷ 38. 「営繕工事における地域外（遠隔地）からの労働者確保に要する費用の積算方法等」の試行について

- (1) 本工事は、今後、不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保の方策について変更が生じ、適正な工事の実施が困難となる場合に、必要となる費用について支出実績を踏まえ、設計変更により対応する試行工事である。  
なお、当該試行による変更項目は、次による。

(実績変更対象項目)

共通仮設費：共通仮設費率に含まない項目の費用

現場管理費：労務管理費（募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤費等に要する費用）

※労働者確保が出来ず、安易に地域外から確保しても、工事施工箇所の地域において労務のひっ迫状況が確認されなければ、労働者確保に要する費用の設計変更はできません。



- (2) 受注者から協議を受け、設計変更が必要と認められる場合は、次のとおりとする。
7. 発注者は、実績変更対象項目について特記仕様書により、積算方法を明確にすることとする。
  4. 受注者は、労働者確保に要する方策に変更が生じ、北海道建設部営繕工事共通費積算基準等の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終変更時点で設計変更をすることがあるので、受注者は、労働者確保に要する費用の設計変更を希望する場合は、工事着手日までに「労働者確保に係る実施計画書」（様式1-2）及び「労働者確保に係る実施計画書（詳細内訳）」（様式1-3）を工事施工打ち合わせ簿に添付し工事監督員に提出する。受注者は、「労働者確保に係る実施計画書」等の提出時には、入札時に立案した予算計画における各費用の内訳がわかる資料（見積書等）を整理し保管すること。  
ただし、労働者確保に要する方策に変更が生じて、設計変更を希望しない場合は、上記様式の提出は不要とし、工事打合せ記録簿で確認を行う。
  - ウ. 工事着手日までに「労働者確保に係る実施計画書」等を工事監督員に提出出来ない場合は、原則、労働者確保に要する費用の設計変更は行わない。
  - エ. 工事着手日までに「労働者確保に係る実施計画書」等を工事監督員に提出した受注者は、労働者確保に要する方策に変更が生じた場合、速やかに、適正な工事の実施が困難になった理由を工事打合せ記録簿に記載し、工事監督員に提出し協議を行う。
  - オ. 受注者は、工事監督員と協議を行い、労働者確保に要する費用の設計変更が必要と認められた場合、最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更を請求する際は、実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書」（様式2-1）、「労働者確保に係る実績報告書（詳細内訳）」（様式2-2）及び実績変更対象費について実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を、工期末の30日前までに工事監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
  - カ. 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
  - キ. 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。

費目	実績変更対象項目	当初積算方法	
共通仮設費	仮設用借地料 (準備費)	(地域外労働者確保に要する)現場事務所(敷地外)、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要した地代及び建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げした場合に要した費用	○当初積算では計上していない。
	宿舎費 (仮設建物費)	(地域外労働者確保に要する)労働者が、旅館、ホテル等に宿泊した場合に要した費用 (労働者送迎費:労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送するために要した費用 (運転手賃金、車両損料、燃料費等含む))	○当初積算では計上していない。
現場管理費	募集及び解散に要する費用 (労務管理費)	(地域外労働者確保に要する)労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費・手当	○当初積算では計上していない。 (地域外労働者以外にかかる募集及び解散に要する費用については現場管理費率に含む)
	賃金以外の食事、通勤等に要する費用 (労務管理費)	(地域外労働者確保に要する)労働者の食事補助、交通費の支給	○当初積算では計上していない。 (地域外労働者以外にかかる賃金以外の食事、通勤等に要する費用については現場管理費率に含む)

▷ 39. 週休2日モデル工事

- (1) 建築、電気及び管工事のうち、受注者が希望する工事を「週休2日モデル工事」の対象とする。
- (2) 受注者は、週休2日による施工を希望する場合、契約後、監督員に申し出のうえ「週休2日モデル工事」として施工できる。
- (3) 週休2日とは、対象期間において、土日・祝日に関わらず、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (4) 対象期間とは、工期内において、現場における準備作業(現場事務所や仮設資材の搬入・設置等)に着手した日から後片付け作業(現場事務所や仮設資材の撤去・搬出等)を終えた日までの期間をいう。なお、年末年始6日間(12月29日~1月3日)及び夏季休暇3日間(8月13日~15日)、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。
- (5) 4週8休以上とは、対象期間における現場閉所日数の割合(以下、「現場閉所率」という。)が、28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

[現場閉所率の算定方法]

$$K(\%) = A / B$$

※K:現場閉所率(%)

A:対象期間における現場閉所日数

B:対象期間の日数

- (6) 現場閉所とは、現場作業を行っていない日とするため、巡回パトロールや保守点検等の現場管理上必要な作業や現場事務所での書類整理等の事務的内業を除き、1日を通して現場が閉所された状態をいう。
- (7) 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工を実施する受注者は、その趣旨に沿った休日の取得に努めるものとする。
- (8) 発注者は、以下の①～③までの現場閉所の状況に応じた補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正し、請負代金額を変更する。なお、4週6休に満たない場合は、変更の対象としない。

7. 4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）  
補正係数1.05

4. 4週7休以上4週8休未満（現場閉所率25%（7日/28日）以上28.5%未満）  
補正係数1.03

ウ. 4週6休以上4週7休未満（現場閉所率21.4%（6日/28日）以上25%未満）  
補正係数1.01

- (9) 週休2日の実施の確認方法は、次によるものとする。

7. 工事着手前

- ・ 受注者は、現場閉所予定日を記載した計画工程表を施工計画書に添付し監督員へ提出する。
- ・ 監督員は、受注者より受領した計画工程表により、週休2日が確保されていることを確認する。
- ・ 「対象期間」の設定として、現場における準備作業（現場事務所や仮設資材の搬入・設置等）に着手した日及び後片付け作業（現場事務所や仮設資材の撤去・搬出等）を終えた日、必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者との協議により決定する。

4. 工事着手後

- ・ 受注者は、監督員による現場閉所の状況等の確認のため工事週報等に「現場閉所日」を記載し、監督員に提出する。
- ・ 監督員は、受注者が作成する「現場閉所日」が記載された工事週報等により、定期的に現場閉所の状況、対象期間における現場閉所日数を確認する。

- (10) 「週休2日モデル工事」について、受注者を対象としたアンケート調査の依頼があった場合は協力するものとする。

▷ 40. 「執務並行改修工事における時間外及び深夜の作業に係る労務費の積算方法等」の試行について

- (1) 執務並行改修工事において、施設管理者の要望等により施工時期や施工時間が制限され、工期等を遵守するためやむを得ず時間外及び深夜（以下、時間外等という。）の作業をせざるを得ない場合において、必要な時間外労働及び深夜労働に係る労務費の割増分に相当する費用について次により設計変更を行う。  
なお、設計図書に施工時期・施工時間等の施工条件について記載があるもの及び小規模な修繕工事は除く。

- (2) 受注者は、時間外等の作業を行う計画がある場合、事前に工事監督員と協議すること。  
その場合、工事監督員に次の書類を提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

7. 施設管理者からの要望等の内容を記載した打合せ記録簿

4. 制限される施工時期・施工時間により遅延する工程を記載した工事工程表
  - ウ. 時間外等作業の計画を記載した時間外等作業計画書
  - エ. その他、工事監督員が求める書類
- (3) 受注者は、設計変更の手続き後に時間外等作業を実施すること。また、時間外等作業終了後は、工事監督員に次の書類を提出又は提示し、実施状況を報告すること。
7. 時間外等作業の実施内容を記載した時間外等作業実施報告書
  4. 7. の状況が確認できる作業日報等の作業記録の提示
- (4) 工事監督員等との協議の結果設計変更が認められない場合、受注者は再度施設管理者と調整を行う。
- (5) 時間外等作業に係る割増分労務費の算出方法は次のとおりとする。

時間外（深夜）割増分労務費 = (労務単価 × K) × 作業時間数

※ K（割増賃金係数）= 割増対象賃金比 × 1/8 × 割増係数

※ 労務単価及び割増対象賃金比は、「公共工事設計労務単価表（農林水産省・国土交通省）」の職種別単価及び別表-1「割増対象賃金比」の数値を採用する。

※ 割増係数は、時間外0.25、深夜0.25とする。（積算標準単価に平均的能力の作業員による標準作業量の労務費が含まれているため、時間外労務費の割増係数は、割増分のみ（1.25-1=0.25）とする。）

- (6) 受注者の責に帰すべき理由による時間外等作業については、設計変更の対象としない。
- (7) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。

▷ 41. 防寒養生

防寒養生は、次の範囲とする。

(1) 養生期間

12月16日から3月15日を原則とする。

ただし、12月16日以前と3月15日以降において品質確保の観点から防寒養生の実施が必要となる期間については設計変更できるものとする

なお、寒中コンクリートの養生期間については、第6章コンクリート工事の期間

(2) 養生方法

7. 仮囲 ○ 上家仮囲 ( \* 単管足場+コンパネ+シート程度 )  
○ \_\_\_\_\_ )  
○ 側仮囲 ( \* ビニールシート ○ コンパネ )
4. 採暖 ○ 外部採暖 ○ 内部採暖

▷ 42. 夏期の熱中症対策

次に示した項目は、必要に応じて設計変更できるものとする。

(1) 対象期間

\* 夏期(6月1日～8月31日)

(2) 対象項目

- ・ 遮光ネット
- ・ ドライミスト
- ・ 暑さ指数(WBGT値)の計測値の設置

※ いずれの項目もリース代を対象とする

<p>▷ 43. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を実施する場合で、追加費用を要する際には、実施内容についてあらかじめ発注者と協議を行い、必要と認められる対策については、施工計画書に反映させること。 なお、必要と認められる対策については設計変更できるものとする。</p>
<p>▷ 44. 北海道インフラゼロカーボン試行工事について</p>	<p>(1) 本工事は、受注者の発案によるカーボンニュートラルに資する取組を推進する「北海道インフラゼロカーボン試行工事」の対象工事である。</p> <p>(2) 工事契約後、受注者は、当該工事において、カーボンニュートラルに資する取組を提案・協議し取組を実施することができる。 実施要領については、北海道建設部計画管理課ホームページで確認すること。</p> <p>(3) 試行を実施する場合は、次のとおりとする。</p> <p>7. 受注者は計画書を作成し、この計画書を工事打合せ記録簿に添付し、工事監督員と協議する。</p> <p>4. 工事監督員（総括監督員）は、7.の協議があった場合には、評価できる提案内容であるか確認し受注者に回答する。評価できない提案があった場合、受注者は提案を再協議できる。</p> <p>ウ. 受注者は、4.で提案・協議した内容に取り組むとともに、実施状況がわかる写真を撮影する。</p> <p>エ. 受注者は、工事完成に先立ち、工事監督員（総括監督員）に「実施状況報告書」を提出する。「実施状況報告書」には、ウ.で撮影した写真を添付する。</p> <p>オ. 工事監督員（総括監督員）は、「実施状況報告書」により、4.で提案・協議された内容が適切に実施されていることが確認できた場合には、工事施行成績評定の「6. 社会性等」の該当評価項目を加点評価する（ただし、工事施工成績評定を行わない場合を除く。）。 なお、適切に実施されていない場合や「実施状況報告書」の提出がない場合等により実施状況が確認できない場合又は4.の提案・協議がない場合には、加点評価は行わない。</p> <p>(4) 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。</p>
<p>▷ 45. その他</p>	<p>(1) ゴム製品等に係る品質確認について</p> <p>1) ゴム製品等の品質確認等 受注者は、東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)で製造された製品や材料（以下、ゴム製品等とする。）を用いる場合には、同社が製造するゴム製品等に対して受注者が指定した第三者（東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)と資本面・人事面で関係がない者）によって作成された品質を証明する書類を提出し、工事監督員の確認を得るものとする。 なお品質証明において、以下の試験及び検査を行う際、製品に応じて必要な規格（計測項目）について取得するものとする。 通常状態での試験（常態試験）～ 硬さ、比重、引張強度、伸び 熱老化試験 ～ 熱老化前後での変化率（硬さ、比重、引張強度、伸び） 圧縮永久ひずみ試験 ～ 圧縮による残留歪み 製品検査 ～ 外観、寸法、性能</p> <p>2) ゴム製品等の品質確認をした場合における瑕疵担保の取扱い 第三者による品質証明書類を提出し工事監督員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に受注者の瑕疵担保責任が免責されるものではない。</p>